

群馬県食品安全審議会の 委員（消費分野）を公募します！

「群馬県食品安全審議会」とは？

平成16年度より、県の食品安全行政の諮問機関として設置されています。

学識経験者のほか、食品等事業者、法律・報道関係者、消費者など、食品に関わる様々な立場の委員で構成されています。

「群馬県食品安全審議会」の主な役割

1. 食品安全基本計画の策定に関し、意見を述べること。
2. 県民等から、食品安全や食品表示に関する施策の申出があった場合に、その対応について意見を述べること。
3. 食の安全に関する重要な事項について調査審議すること。

このたび、現委員の任期満了に伴い、次期委員（消費分野）を募集します。食品の安全に関心があり、消費者の立場から本県の食品安全施策について積極的に意見を述べていただける方の応募をお待ちしています。

募集人数	1名
応募要件	次の条件を全て満たす方 ①令和8年9月1日現在で満18歳以上の県内在住の方 ②年に数回、平日に県庁で開催する審議会に出席できる方 ③群馬県の食品安全行政について日頃から関心があり、本県の食品安全施策について消費者の立場から建設的な意見や提言ができる方
任期	2年間（令和8年10月31日～令和10年10月30日）
報酬等	審議会に出席した場合は、県が定める報酬と旅費をお支払いします。
応募方法	「応募申込書」に必要事項を記入の上、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法により、食品・生活衛生課あて提出してください。なお、提出していただいた応募書類は返却いたしません。 ※「応募申込書」は県ホームページからダウンロードできます。 https://www.pref.gunma.jp/site/shokunoanzen/771093.html 
募集期間	令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月30日（水）（必着）
選考方法	書類選考を行い、書類選考通過者を対象に面接審査を行い決定します。 ※面接審査のために来庁する際の費用は応募者本人の負担とします。
決定通知	選考結果については、応募者本人あてに郵送で通知します。
その他	審議会は原則として公開で行い、議事録は県ホームページで公表されます。 応募申込書等の個人情報、選考の目的のみに使用します。

応募書類の提出先
問合せ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
群馬県健康福祉部食品・生活衛生課食品安全推進室安全推進・表示対策係
☎027-226-2421 E-mail:shokuseika@pref.gunma.lg.jp